

# 総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和4年8月24日（水曜日）  
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議  
午前10時35分 散会

## 付託事件

- (1) 令和4年陳情第2号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 陳情審査

- ① 令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情

### (2) 報告事項

#### (第3回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市職員の育児休業等に関することについて (人事課)
- ② 水戸市手数料に関することについて (財政課)
- ③ 不動産の取得の変更に関することについて (新市民会館整備課)
- ④ 財産の取得に関することについて (水戸市民会館舞台音響機器) (新市民会館整備課)
- ⑤ 財産の取得に関することについて (水戸市民会館舞台音響通信機器) (新市民会館整備課)
- ⑥ 水戸市公園墓地に関することについて (衛生事業課)
- ⑦ 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関することについて (選挙管理委員会事務局)

## 2 出席委員（6名）

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 中 真 己 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	福 島 辰 三 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
秘書課長	篠 原 芳 之 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
デジタル イノベーション 課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務部参事兼 行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君

総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君
収税課長	高安正紀君		
市民協働部長	川上幸一君	市民協働部 副部長 (文化交流課長 事務取扱)	小嶋いつみ君
市民協働部 技監	太田達彦君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白石嘉亮君
市民協働部 参事兼 新市民会館 整備課長	須藤文彦君	市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏直樹君
市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	青山和夫君	市民協働部 参事兼 男女平等参画 課長	石塚美也君
防災・危機 管理課長	小林良導君	生活安全課長	村沢晶弘君
生活環境部長	佐藤則行君	生活環境部 参事兼 衛生事業課長	黒澤純一郎君
環境保全課長	坪井正幸君	ごみ減量課長	栗原千尋君
廃棄物対策 課長	荻沼学君	清掃事務所長	武田和馬君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	外岡淳一君		
監査委員 事務局長	和田隆君	監査委員 事務局次長	永井誠一君
議会事務局長	天野純一君	総務課長	加藤清文君
議事課長	大嶋実君		

6 事務局職員出席者

議事係長	武井俊夫君	書記	島田祐輔君
------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、小田木市長公室長、川上交通政策課長が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され継続審査となっております、令和4年陳情第2号 「水戸デマンド型乗合タクシー」の実現を求める陳情を議題といたします。それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 私は、本陳情については賛成、採択を求める立場で意見を申し上げてきましたが、今回もそのように申し上げたいと思います。いろいろな自治体の例を見ますと、タクシー代を直接高齢者などに補助するタクシー券を配るところがあったり、あるいはこの陳情のようにバスと地元タクシーとの共存を図る形で乗合タクシーを実施しているというところも大変多くなっています。水戸市もこれまでの議会でのやり取りを見ますと、調査・研究をするという答弁が繰り返されておりますが、昨今の高齢化の進展や高齢者の免許返納に伴う移動の制限が非常にかかっている状態は否めないと思っております。そういう点で、この陳情にあるような、玄関先まで迎えに来て希望する目的地に移動できるというタクシーは切望されているというふうに思います。今水戸市がやっている1,000円タクシーのいろいろな運用の改善もあわせて必要だとは思いますが、この陳情にあるような乗合タクシーの実行に向けて調査・研究と言わず、早く実施に向けた前向きな検討をしていただきたいという願いも込めまして、私は賛成したいというふうに思っております。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございますか。

大津委員。

○大津委員 引き続き継続審査にさせていただければと思っております。

コロナ禍の中で調査という部分が非常に制約されていることもありますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

○高倉委員長 それでは、本陳情につきましては、引き続き継続審査といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項7件につきましては、いずれも第3回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、(1)の水戸市職員の育児休業等に関することについて、執行部から説明を願います。

安里人事課長。

**○安里人事課長** 水戸市職員の育児休業等に関することについて、総務部人事課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、3点ございます。

1点目としまして、(1)非常勤職員の子の出生後57日以内の産後パパ育児休業取得要件の緩和といたしまして、表に記載のとおり、現行は、子の1歳6か月到達時までに任期満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないことが取得要件であったものが、今回の改正により、子の出生日から57日以内の産後パパ育休の取得要件は、子の出生日から57日と6か月を経過する日までに任期を満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこととし、取得要件を緩和するものです。

2点目は、(2)非常勤職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化です。子が1歳6か月まで、1歳6か月から2歳到達までの間に取得することができる非常勤職員の育児休業について、次の図のとおり夫婦交代での取得等、柔軟な取得を可能とするものです。

3点目、(3)再度の育児休業の取得に必要となる育児休業計画書による申出の削除につきましては、法改正により育児休業の取得回数制限が緩和され、原則2回まで取得できるよう改正されたことに伴い、2回目の育児休業取得に当たり必要とされていた育児休業等取得計画書による申出を不要とするものです。

3の施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行とするものです。

2ページから5ページまでは新旧対照表、6ページ目が参照条文となっておりますので、御参照願います。説明は以上となります。

**○高倉委員長** 次に、(2)の水戸市手数料に関することについて、執行部から説明願います。

佐藤財政課長。

**○佐藤財政課長** それでは、水戸市手数料に関することについて、財務部財政課提出の資料により御説明申し上げます。

まず、1の改正理由につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、建築行為を伴わない既存住宅に係る長期優良住宅の認定制度が創設されたことに伴い、新たな審査を行う事務が生じたので、関係規定の整備を行うものであります。

2の主な改正内容につきましては、まず(1)であります。手数料を徴収する事務に、既存住宅の認定に係る事務として、法第5条第6項及び第7項に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査を追加するものであります。

また、(2)であります。 (1)の改正にあわせ、手数料の名称を長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料に変更するものであります。

3の施行期日は、法改正の施行日である令和4年10月1日でございます。

その下に、参考として当該認定申請に係る手数料の金額を記載しております。手数料につきましては、茨城県に準じ、既に条例に規定している新築住宅以外の認定申請手数料を適用するものでありまして、一般的な戸建て住宅については9,000円、共同住宅については総戸数に応じ1万8,000円から32万6,000円となるものでございます。

2ページ以降に新旧対照表及び参照条文を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(3)の不動産の取得の変更に関することについて、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、不動産の取得の変更に関することについて、提出した資料にて御説明いたします。

本件につきましては、令和2年12月22日に議決をいただきました市議会議案第175号 不動産の取得について、本年7月1日開催の特別委員会において御承認いただきました泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業の事業費に基づきまして、権利変換計画の変更が行われたことに伴い、市の不動産の取得の内容を変更するものでございます。

2ページをお開きください。

こちらの内容につきましては、2ページに掲載しております新旧対照表で御説明をいたします。

1、不動産の表示の(1)建物の欄を御覧ください。

変更のあった箇所は網かけで表示しております。

延床面積の変更前は2万3,212.63平方メートルでございましたが、事業の進捗に伴う面積の算定の精査によりまして2万3,232.35平方メートルとなりまして、変更前と比べて19.72平方メートル増加いたしました。

次に、新市民会館部分である公益施設部分と共用部分の面積につきましては、相互の区分を精査したことに伴い、それぞれ変更となったものでございます。公益施設部分につきましては、変更前の2万1,944.99平方メートルに対し、変更後は2万1,808.04平方メートルとなり、136.95平方メートルの減、共用部分につきましては、変更前の931.32平方メートルに対し、変更後は1,085.5平方メートルとなり、154.18平方メートルの増となりました。

2、取得持分につきましては、事業全体の精査に伴い、確定したものでございます。

(1)建物の取得持分は、小数点第6位までの表記となりまして、公益施設部分につきましては、変更前の100万分の93万6,726に対しまして、変更後は100万分の94万1,868となりました。また、共用部分につきましては、変更前の100万分の92万2,587に対しまして、変更後は100万分の92万7,459となりました。

(2)土地の取得持分につきましては、小数点第12位までの表記となりまして、変更前の1兆分の9,099億847万1,346に対しまして、変更後は1兆分の9,149億326万1,028となりました。いずれの取得持分につきましても変更前に比べまして0.5%ほど増加いたしました。

3、取得価格につきましては、本年7月1日開催の特別委員会において御説明いたしましたとおり、国の補助制度の改正により市街地開発事業の補助金・負担金が2.6億円増加したことに伴いまして、本市が新市民会館の床を取得するための保留床処分金が2.6億円減少することになったことと対応しております。権利変換計画の変更に伴い事業費を精査した結果、変更前の185億2,000万円に対しまして、変更後は182億5,097万9,826円となりまして、2億6,902万174円の減額となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高倉委員長 次に、(4)の財産の取得に関することについて（水戸市民会館舞台音響機器）について、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、財産の取得に関することについて、提出した資料にて御説明いたします。

本件の水戸市民会館舞台音響機器につきましては、新市民会館の大ホールなど諸室の機能を高めるため、建築物の本体工事に係る実施設計などにつきまして、音響に関する専門業者や水戸芸術館の舞台技術部門などからも助言を受けて水戸市民会館に適する機種や数量について仕様を定め、次により取得するものでございます。

1ページを御覧ください。

1、動産の表示は、水戸市民会館舞台音響機器一式でございます。

内訳につきましては、(1)の移動型サブウーハが6台、これは低い音を補うためのスピーカーでございます。

(2)の移動型サブウーハ用キャスター台車が6台。

(3)の組立式コンソール台が9台、これは音響や照明を操作する機器を置くための台でございます。

(4)の音響操作者用高椅子が9脚。

(5)の効果用スピーカスタンドが20本。

(6)の音響操作ワゴンといたしまして、アのアナログミキサが1台。

イのメディアプレーヤが4台、これはCD、USBメモリ、SDカードなどの記録メディアに記録された音を再生する機器でございます。

ウのメモリ・CDレコーダが1台、これはUSBメモリやCDなどで録音再生する機器でございます。

エのブルーレイディスクプレーヤが4台。

オの収納ワゴンが1台。

カのパワーディストリビュータが7台、これは音響機器への電源供給のための器具でございます。

(7)のワイヤレスマイク装置といたしまして、アのワイヤレス受信機が1台。

イのハンドヘルドマイクロホンが2台、これは手で持つタイプのマイクでございます。

ウのタイピン型マイクロホンが1台。

エの超小型指向性コンデンサマイクロホンが1台、これは超小型のマイクでございます。

(8)のビデオプロジェクタといたしまして、ア、レーザー光源ビデオプロジェクタが1台。

イ、短焦点レンズが1台、これは投影距離を短くするためのレンズでございます。

(9)のAVテーブルが7台。

(10)の映像ワゴンといたしまして、ア、ビデオスイッチャが1台、これは複数のカメラなどの映像を切り替えるための装置でございます。

イの小型モニタディスプレイが3台。

ウの移動型ケースが4台でございます。

(11)の組立式スクリーンが2台。

(12)の録音再生機器類といたしまして、アのメモリ・CDレコーダが4台、これはUSBメモリやCDなどで録音再生する機器でございます。

イのリモートコントローラが4台。

ウの移動型ケースが10台でございます。

2ページを御覧ください。

(13)の大型移動スピーカ類といたしまして、ア、12インチ2WAYスピーカが10台、これは舞台上に直接設置したり、高い位置に設置することができるスピーカでございます。

イの専用フライングブラケットが6個、これはスピーカをつり下げるための部品でございます。

ウのスピーカスタンドが6本でございます。

(14)の小型移動スピーカ類といたしまして、ア、8インチ2WAYスピーカが4台。

イの専用フライングブラケットが4台。

ウのパイプクランプが4個。

エの専用TVスピゴットが4個、これはスタンドに取り付けるための部品でございます。

(15)の移動スピーカ類専用スピーカスタンドアダプタが10個。

(16)の大型パワードスピーカ類といたしまして、アの18インチパワードサブウーハが2台、これはアンプが内蔵されたタイプのサブウーハでございます。

イのスピーカ台車が2台。

ウのスピーカスタンドが4本でございます。

(17)の小型パワードスピーカ類といたしまして、アのモニタスピーカが10台。

イのスタンドが30本。

(18)の楽屋系モニタテレビ用機器といたしまして、アの22型地デジチューナ付テレビが25台、これは楽屋で舞台の状況を確認するためのテレビでございます。

イのビデオ信号変換器が6台、これはデジタル放送の電気信号を変換するための機器でございます。

(19)のホワイエ系モニタテレビ用機器といたしまして、アの32型地デジチューナ付テレビが11台、これは各ホールのホワイエにて舞台の状況を確認するためのテレビでございます。

イのディスプレイスタンドが11台でございます。

(20)のビデオスイッチャが2台。

(21)のHDMIケーブルが22本、これは各種機器を接続するケーブルでございます。

(22)のHDMI・DVI信号光延長器・送信器が2台、これは光信号を送信する機器でございます。  
(23)のHDMI・DVI信号光延長器・受信器が2台、これは光信号を受診する機器でございます。  
(24)のHDMI・DVI信号光受信器・送信器用光パッチケーブルが2本、これは光信号を伝送するためのケーブルでございます。

2の取得価格は、4,015万円。

3の契約の相手方は、水戸市内原1丁目225番地、株式会社柴沼金物、代表取締役、柴沼成明でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を3ページから8ページ、入札調書を9ページに掲載してございますので御参照ください。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○高倉委員長 次に、(5)の財産の取得に関することについて（水戸市民会館舞台音響通信機器）について、執行部から説明を願います。

須藤参事兼新市民会館整備課長。

○須藤市民協働部参事兼新市民会館整備課長 続きまして、財産の取得に関することについて、提出いたしました資料にて御説明をいたします。

本件につきましては、水戸市民会館舞台音響通信機器として、次により取得するものでございます。

1、動産の表示は、水戸市民会館舞台音響通信機器一式でございます。

(1)のワイヤレスインターカムでございますが、これは舞台のスタッフの通信用として使用するものでございます。

内訳といたしましては、アのベースステーションが2台、これはインカムに電波を飛ばすための本体となる機器でございます。

イの移動型ケースが2台。

ウのベルトパックが16台、これはベースステーションなどとの通信のための機器でございます。

エのキャリングケースが4台。

オのヘッドセットが20台、これはヘッドホンのように頭に装着する機器でございます。

カ、急速充電器が4台でございます。

(2)の赤外線補聴システムでございますが、これは難聴の方への音声での御案内であるとか、国際会議における同時通訳において使用する補聴システムでございます。

内訳といたしましては、アのトランスミッタは1台、これは音声などを信号化する機器でございます。

イの移動型ケースが1台。

ウの赤外線ラジエータが2台、これはトランスミッタで信号化された音声などを赤外線に変換して送信する機器でございます。

エのレシーバが24台、これはラジエータからの赤外線を音声に変換する機器でございます。

オのネックループインダクタが24台、これはレシーバと補聴器を接続するケーブルで首にかけて使用するものでございます。

カのチャージング・キャリアケースが2台、これはレシーバを収納し充電することができるケースでございます。

キ、バッテリーパックが24個でございます。

2の取得価格は、1,490万5,000円。

3の契約の相手方は、水戸市住吉町192番地の111、茨城教育映像、伊藤修でございます。

添付資料といたしまして、仕様書を2ページから3ページ、入札調書を4ページに掲載いたしましたので、御参照ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高倉委員長 次に、(6)の水戸市公園墓地に関することについて、執行部から説明を願います。

黒澤参事兼衛生事業課長。

○黒澤生活環境部参事兼衛生事業課長 それでは、水戸市公園墓地に関することについて、生活環境部衛生事業課提出の資料により説明をいたします。

まず、1の改正理由につきましては、水戸市浜見台霊園内に合葬式墓地を設置することに伴い、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、まず、(1)墓所種類として、これまでの従来型の墓地の名称を区画型墓地とし、ほか後に造る、複数の焼骨を合同で埋蔵するための墳墓の名称を合葬式墓地と規定するとともに、それぞれの設置について定めるものでございます。

(2)は、従来型の墓地の名称を区画型墓地としたことに伴いまして、文言の整理を行うものです。

(3)から(8)までは、新たに設置する合葬式墓地の管理等に係る規定であり、(3)は合葬式墓地の使用許可や埋蔵の対象となる焼骨の範囲等について、(4)は使用許可の取消しについて、(5)は合葬式墓地の使用料を1体当たり7万円とすることについて、(6)は合葬式墓地を使用しなくなった場合の届出義務について、(7)は合葬式墓地に焼骨を埋蔵する際の措置について、(8)は区画墓地に関する権利譲渡等の禁止や使用許可証に関する規定を合葬式墓地に準用することについて定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものです。また、準備行為として、合葬式墓地の供用開始前においても使用申請、許可を行うことができることを定めるものです。

2ページ以降に新旧対照表、参照条文及び令和2年2月にこちらの委員会に合葬式墓地の整備事業について報告をした際に提出した合葬式墓地のイメージ図、平面図を添付しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、(7)の水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙活動の公費負担に関することについて、執行部から説明を願います。

外岡選挙管理委員会事務局長。

○外岡選挙管理委員会事務局長 水戸市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関することについて、選挙管理委員会事務局提出資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、公職選挙法施行令の改正に伴い、国会議員の選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことから、公職選挙法施行令に準じて定めている本市の議会議員及び市長の選挙におけ

る選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、選挙運動の公費負担の限度額を次の(1)から(3)のとおり引き上げるものでございます。

まず、(1)の選挙運動用自動車（一般運送契約以外の契約を締結している場合）の使用に係る金額を、自動車の借入れにつきましては、1日当たり現行1万5,800円から改正後は1万6,100円に、燃料代につきましては、現行7,560円に選挙運動の日数を乗じて得た金額を、改正後は7,700円に選挙運動の日数を乗じて得た金額にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、(2)の選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を現行7円51銭から、改正後は7円73銭に引き上げるものでございます。

次に、(3)の選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価を表記載の区分に応じて引き上げるものでございます。表の上段は、ポスター掲示場の数が500以下である場合でございますが、現行525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額としていたものを、改正後は541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額とするものでございます。

また、表の下段、ポスター掲示場の数が500を超える場合でございますが、現行27円50銭にその500を超える数を乗じて得た金額に5万3,030円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額としていたものを、改正後は28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に5万8,905円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額とするものでございます。

なお、本市のポスターの掲示場数は、現在536か所ございまして、表の下段によりポスター1枚当たりの作成単価を算出することとなります。

3の施行期日でございますが、公布の日からでございます。

資料をめぐっていただきまして、2ページを御覧願います。

こちらの表は条例で定めております全ての公費負担の対象とその限度額を示したもので、表の上段は選挙運動用自動車の使用、中段に関してはビラの作成、下段はポスターの作成を記載しております。太字の部分が今回の改正箇所でございます。

表の上段の選挙運動用自動車の使用につきましては、②のその他の契約、こちらは自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用それぞれに個別の契約を締結された場合ございまして、自動車の借入れにつきましては改正後は1日当たりの金額の上限1万6,100円に選挙運動の日数7日に乗じた11万2,700円が限度額となります。

また、イの燃料代につきましては、改正後は7,700円に選挙運動の日数7日に乗じた5万3,900円が限度額となります。

表の中段、ビラの作成につきましては、改正後の市議会議員の選挙における限度額は7円73銭に法定枚数の4,000枚を乗じた3万920円が限度額となりまして、市長の選挙における限度額は7円73銭に法定枚数の1万6,000枚を乗じた12万3,680円が限度額となります。

表の下段、ポスターの作成につきましては、1枚当たりの作成単価にポスター掲示場数の1.1倍の作成

枚数を乗じた金額が限度額となります。右側の表は、現在のポスター掲示場数536か所で限度額を計算したものでございます。改正後のポスター1枚当たりの作成単価の限度額は、1,097円でございます。また、作成枚数を乗じたポスター作成に係る限度額は64万7,230円でございます。

なお、ポスター掲示場数が確定するのは任期満了による選挙の場合、令和4年12月1日現在、こちらの選挙人名簿登録者数によりまして、公職選挙法施行令で定めるポスター掲示場の設置計数に基づき、各投票区ごとのポスター掲示場が決まります。

3ページから7ページに新旧対照表、8ページから9ページに参照条文を掲載してございますので、御参照をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 いいですか。

ないようですので、本件については終わります。

次に、この際、水戸市総合企画審議会委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、市議会議員から4名の委員を選出することになっておりますが、さきの代表者会議におきまして各常任委員会から1名を選出することに決定しております。

それでは、ただいまから選出を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか、御意見等がございましたら、お願いいたします。

福島委員。

○福島委員 希望する方の中から選出で。

○高倉委員長 ただいま希望制という意見がございましたが、希望制ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、希望制で行ってまいりたいと思います。

それでは、委員を希望される方、挙手をお願いいたします。

〔希望者挙手〕

○高倉委員長 ただいま福島委員と田中委員のほうから挙手がございました。

それでは、お二人の委員から希望がございましたので、お二人のほうで御調整をいただくということで……

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 よろしいですか。

それでは、ただいま福島委員が水戸市総合企画審議会委員に選出をされましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認めます。

それでは、本件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境常任委員会を散会いたします。  
御苦労さまでした。

午前10時35分 散会